

会報かごしま



笠祇神社奉納石像

鹿児島県土地家屋調査士会

会報1月号の見本です。本編は会員のページに掲載してあります。

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

年頭にあたって



皆様におかれましては、穏やかな新年を迎えた事と心からお喜び申し上げます。日本の経済は、今「いざなぎ景気」を凌ぐ好景気であると報じられてもおります。

しかし、報道機関のインタビューに市民の多くは、「実感が全くない」という答である。

一時期、不良債権処理に多額の税金投入で立ち直り、いま余剰金を政治献金との発想を持つ銀行関係、リストラで正社員を減らし勝ち残った大企業、年末年始に130万人を越える海外旅行渡航者等々、好景気であることがうなづける。

一方、北海道夕張市の財政破綻を例にみる市民の方々の不安、他の市町村でも見られる生活保護申請者の増加と生活保護の受給申請を窓口で受け付けないケース、極端であるこのポテンシャルは更に拡大するのでしょうか。

今日1月13日の南日本新聞の1面に生活保護〔弁護士が申請同行〕〔法テラス4月にも受給抑制に対抗〕の見出しが踊っていました。さすが弁護士・「社会正義の実現」を目指す弱者の味方・溜飲の下がる思いでありました。

土地家屋調査士も何か出来ないものか、今朝、不用意にも「今年の課題の1つだ」などと考えてしまったものです。

昨年の経過の概略をまとめ、新年の抱負を述べることでご挨拶とさせて頂きます。

まず第1は、「境界問題相談センターかご

会長 坂元均

しま」の開設でした。

土地家屋調査士も好景気を享受している華やかな業種では決してないにも拘わらず、想定していた数の会員皆様のご理解とご協力により成功裏に立ち上げる事ができました。

現在、担当委員の皆さんのがんばりの運営で市民の期待に応えるべく努力がなされています。

第2に、「筆界特定制度」の実施です。

丁度1年が経過し、65件もの申請がされているようで、予想を越えるものです。

法務局担当職員の方々のご苦労も察するところですが、ご承知のとおり先般の追加人数を含めて35名が筆界調査委員として任命されており、土地家屋調査士の関わりが更に期待されている制度です。

第3は、規則93条調査報告書の成行きです。

会員にとって最も影響のある改正ですが、最終変更案をお手元に示しておりますように4月にはこれまでの調査書は使用出来なくなります。この研修については、連合会の最終説明会が終わり次第、2月26日に会員全員研修会を予定しています。今回の93条調査報告書の内容については、合理的な絞り込みがされたとは言えども真に必要で充分なものなのかと言った疑問は残る思いがしているのは事実です。しかし、反対ばかりをしていても先には進みません。この事が近々、土地家屋調査士の発展につながったと思い起こせる日が来ることを信じたい。

第4は、オンライン申請手続きに関するものであり、ICカードの入手等あります。

第5、第6と続けたいところですが、此ぐら
いにして経過の終わりに昨年の「県北部災
害」に対する義援金篤志にお礼を申し上げま
す。被災されました会員の皆様から心からの
感謝の意が届いている事をご披露致します。

さて、年もあらため多くの方々が決して好
景気でないと推察する中で、今後の少し先の
事を思慮する事を簡単に述べてみたい。

色々と法律も変わり、調査士を取り巻く環境
変化を非常に適格にとらえていると思えるの
が、既に読まれた事と思いますが月刊誌「土
地家屋調査士」11月号から始まった〔土地
家屋調査士のための法律学〕（七戸克彦先
生）である。

土地家屋調査士の職域は、近年の法改正に
より著しく拡がったことになる。しかし、こ
れに充分に乗っかっているのだろうか。意識
の改革を唱えるだけでは後手となる。

①鹿児島における昨年度の調査士試験合格者
は8名であり、すでに数名の方が登録されま
した。しかし、会員数は平成6年度から今日
まで、確実に減り続けております。そしてま
だ年度の締めには至っていませんが、調査書
の売り上げ枚数の確実な減少、すなわち比例
会費収入の特に本年度の落ち込みが激しく、
危惧するところです。オンライン申請が進む
につれ比例会費徴収が困難になることが予想
されますので徴収方法を含めて検討してお
ります。

②昨年20名の認定調査士が誕生しました。
この認定調査士の活躍の場は、「境界問題相
談センター」です。この機関は、法務大臣の
認証・指定を受けることになります。

認証を受ける条件として、その設立母胎の財
政的安定性も審査されることになります。

「境界問題相談センター」の運営にはやはり
経費が掛かります。しかし、設立の趣旨のと
おり市民のニーズに応えることが調査士の発

展に繋がります。

③都市再生街区基本調査による街区基準点を
使用した一筆地測量の方法等について
不動産登記法規則第77条1項7号の規定事
項を厳密に地積測量図作成に反映させる目的
で出されました法務省民二第1794号（平
成18年8月15日）の具体的作業については、現
在、法務局と協議しております。都市
再生街区基準点を使用する測量については、
基本的には不登法第14条地図の備わっている
地域（法務省の作業規定での作業地域）の
測量方法で何ら問題を生じないと考慮してい
るところですが少し検討が必要です。問題は
補助点（4級相当）の資料が全く開示されて
いないことです。補助点のない市街地地域で
の精度（甲2以上）統一の実現は容易では
ありませんが、いずれDID地区の公共座標による
測量図の作成は避けて通れません。

④規則93条調査報告書をはじめとする各種
の研修事業には力を入れなければなりません。
昨年度は出来るだけ内部講師で経費の掛
からないように行ってきました。新しい年度
においては外部に目を向ける必要も考慮しな
ければなりません。

目前の課題を4点ほど上げましたが、未だ
基本的な課題山積です。会員各位が良好な提
案をして頂く事が会務運営の励みとなります。
これまででも会員の皆様にはご協力、ご支
援を頂いているところですが本年もよろしく
お願いもうしあげます。また、年頭にあたり
各位およびご家族様のご繁栄をご祈念申し上
げ、あいさつと致します。